

令和2年3月4日

報道関係者各位

---

---

## 市民税・県民税の申告期限を延長します

---

---

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月16日(月)までとじていました  
市民税・県民税の申告期限を1カ月延長し、4月16日(木)までとします。

国税庁が所得税の確定申告期限を延長したことに伴うものです。

なお、市役所 GF(グラウンドフロア)大会議室の申告会場は3月16日(月)までとなり、  
令和2年3月17日(火)以降は市役所 GF 市民税課の窓口で午前8時30分から  
午後5時まで受け付けます。

※3月17日以降は市役所で所得税の確定申告は受け付けません。税務署での申告と  
なります。

問合せ先

協働経済部窓口サービス推進室市民税課

担当: 穴倉 明(副参事)

電話 047-453-9244